

## 導入促進基本計画

### 1 先端設備等の導入の促進の目標

#### (1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

亀山市は、平成17年1月に亀山市と関町が合併して新たにスタートした。行政面積は、約191平方キロメートル、人口は約5万人で、年々全人口に占める老人人口が占める割合は上昇する一方で、生産年齢人口が占める割合は低下しており、労働人口は約2万5千人となっている。

亀山宿・関宿・坂下宿の東海道五十三次の宿場町として、また城下町として、歴史情緒豊かなまちであり、同時に、古くから東西交通の要衝地として、人・モノ・情報の交流が都市の発展を支え続けてきた。

本市の就業構造は、第1次産業2.5%・第2次産業37.9%・第3次産業55.4%となっており、全国的にも第2次産業の割合が多くなっており、液晶関連産業や自動車関連産業等における製造品出荷額は、全国上位に位置しており、「ものづくり」は亀山市の産業の一つの特徴といえる。

現在、亀山市内の中小企業においては、人手不足、後継者不足等の課題に直面しており、現状を放置すると市内の産業基盤が失われかねない状況である。このような中、市内の中小企業の生産性を抜本的に向上させることで、人手不足に対応した事業基盤を構築するとともに、後継者が引き継ぎたいと思えるような企業についていくことが、喫緊の課題となっている。

#### (2) 目標

少子高齢化や人出不足、働き方改革への対応等の厳しい事業環境を乗り越えるため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へと一新させ、事業者自身の労働生産性の飛躍的な向上、産業基盤の安定化を図り、ものづくりと地域づくりを支える人材の育成・確保等を通じた、地域経済の活性化を目指す。これらに加えて、計画期間内で累計30件以上の事業者の中小企業等経営強化法に基づく先端設備等導入計画を認定することで、本市中小企業者の更なる生産性向上を図る。

#### (3) 労働生産性に関する目標

亀山市では、中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、中小企業者の先端設備等の導入を促すことで、先端設備等導入計画が認定される事業者の労働生産性（中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。）が年率3%以上向上することを目標とする。

### 2 先端設備等の種類

亀山市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が亀山市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。

したがって、多様な産業の多様な設備投資を支援する観点から、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に定める先端設備等全てとする。

ただし、亀山市では「太陽光発電施設の設置に関する景観形成ガイドライン」を定め、豊かな自然風土や歴史文化が息づく良好な景観の形成・維持に努めているところである。また、本計画では、地域経済の発展や雇用の創出を図るといった観点もあることから、太陽光発電設備等に関しては、市内に労働者が常駐する事業所又は工場の敷地等に自らが電力を消費することを主な目的として設置するもののみを対象とし、売電することを主な目的とするための設備は対象としない。

### 3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

#### (1) 対象地域

当市は、北西部の鈴鹿山脈から東方面にかけて、伊勢平野へと続く傾斜面の丘陵地や台地が形成され、中央部には、伊勢湾へと注ぐ鈴鹿川と中ノ川が東西に流れしており、内陸部であるため津波の心配はなく、過去の文献にも地震により大きな被害を受けた記録はない。このような恵まれた地理的環境にあることから、当市の産業は、広域に立地しているため、市内全ての地域で広く事業者の生産性向上を実現する観点から、本計画の対象区域は、市内全域とする。

#### (2) 対象業種・事業

亀山市の産業は、農林水産業、製造業、サービス業と多岐に渡り、多様な業種が亀山市の経済、雇用を支えているため、これらの産業で広く事業者の生産性向上を実現する必要がある。したがって、本計画において対象とする業種は、全業種とする。また、全業種において生産性向上に向けた事業者の取り組みが、新商品開発、自動化推進、省エネ推進等多様である。したがって、本計画において対象とする事業は、労働生産性が年率3%以上に資すると見込まれる事業は、全事業とする。

### 4 計画期間

#### (1) 導入促進基本計画の計画期間

国が同意した日から2年間（令和5年4月1日～令和7年3月31日）とする。

#### (2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間または5年間とする。

### 5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

人員削減を目的とした取組を先端設備等導入計画の認定の対象としない等、雇用の安定に配慮する。

公序良俗に反する取組や、反社会的勢力との関係が認められるものについては先端設備等導入計画の認定の対象としない等、健全な地域経済の発展に配慮する。

その他、必要に応じ労働生産性年率3%以上の確認をとるために、事業報告書等の提出を求める場合、過度な提出書類とならないよう配慮する。